

## 介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の介護報酬改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、様々な取組が行われて参りましたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるとされ、令和元年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、下記要件を満たしている必要があります。

### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ① 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上の取組を実施していること
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

## 見える化要件とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件を満たす必要がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容の公表を想定しており、介護サービス情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

職場環境等要件の掲示について

見える化要件に基づき、介護職員等特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を下記に掲示いたします。

分類	内容	法人の取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 (研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	外部研修会の研修費等の補助を行うことにより、職員が研修を受講しやすい環境を整えている。
労働環境・ 処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア栄養の改善	朝の申し送りにて情報共有を行っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断の実施</li> <li>・ ストレスチェックの実施及び分析結果の評価</li> </ul>
その他	非正規職員から正規職員への転換	転換規程を制定し、本人が希望する場合に、法人が定める基準により正規職員に転換させる措置を実施している。